県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	群馬県憩の森		
所在地	渋川市伊香保町伊香保637		
所管部局•課	森林環境部 緑化推進課		

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県憩の森設置及び管理に関する条例

2 施設の役割

(1) 設置目的

森林の持つ優れた環境と森林学習施設を通して、森林の機能及び林業に関する県民の理解を深めるとともに、県民の保健及び休養に役立てる。また、近年では地球温暖化防止等に果たす森林の役割がますます重要視される中で、森林環境教育及び森林ボランティアの養成・支援の拠点施設としても機能を発揮している。

(2) 設置当初の状況

森林の持つ優れた環境と森林学習施設を通して、森林の機能及び林業に関する県民の理解を深めるとともに、県民の保健及び休養に役立てる。

- (3) 施設を取り巻く現状
 - ・平成16年4月に宿泊業務停止
 - ・土地は渋川市から借用、立木の伐採は協議が必要

3 施設の概要

設置年月日	昭和55年4月1日
敷地面積(所有者)	365,470平方メートル(渋川市)
主な施設(床面積、階数等)	1,535.11平方メートル(研修館;921.41平方メートル、学習展示館;613.70平方メートル)
建設費	309,680千円
備考	平成16年4月に宿泊業務停止

◇入園料•利用料等	(円)	◇利用時間(休館日)
	\1 1/	

区分	金額	(1)利用時間 午前9時~午後4時30分
入館料	無料	一十前9時~十後4時30万
講義室·大会議室	半日 860円	(2)休館日
小会議室	半日 200円	12月29日~1月3日

4 施設における実施事業

(1) 展示•研修

展示・研修展示、研修のフィールドとして活用

- (2) 森林環境教育推進のためのフィールド提供
- ① 森林ふれあい学習推進「森であそぼう森で学ぼう教室」小学生の親子を対象に森林環境学習等の実践を目的として開催
- ② 憩の森自然講座

県民を対象に、森林の役割について学ぶ機会を提供するとともに技術の習得を目的として開催 ア 憩の森自然講座 森林の体験学習を通して森林の役割を理解してもらうために開催

イ 森林観察会(自然観察会) 森林内生物の多様性を観察会を通して理解してもらうために開催

(3) 森林ボランティア活動支援

森林ボランティア支援センターを設置・運営し、HPによる情報提供など森林ボランティア団体等の活動を支援している。また、施設の一部を貸与など拠点としての活用も行っている。

5 管理運営コストの状況

(千円)

	区分	29年度(当初予算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)	25年度(決算額)
歳	入(1)	195	209	242	208	188
	使用料	0	0	0	0	45
	行政財産使用料	131	132	126	139	109
	雑入	64	77	116	69	34
歳	出 (2)	12,679	13,144	58,718	13,325	14,242
	常勤職員	0	0	0	0	0
	非常勤職員	6,797	6,703	6,728	6,463	8,297
	委託費	619	618	4,182	615	796
	その他運営費・事業費	5,263	5,823	47,808	6,247	5,149
歳入	、・歳出の差額(1)−(2)	▲ 12,484	▲ 12,935	▲ 58,476	▲ 13,117	1 4,054
歳入	・歳出の主な増減理由	H27については	、耐震工事を実	 施。		

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
常勤職員	1	0	0	0	0
臨時·非常勤職員	6	8	8	6	6
合 計	7	8	8	6	6

7 施設利用の状況

区分	29年度※	28年度	27年度	26年度	25年度
年間利用者総数(人)	3,373	11,962	11,919	11,215	11,118
無料利用者数(人)	3,373	11,962	11,919	11,215	11,118
利用者の主な増減理由 顕著な増減はない。H29は6月末日現在					

[※] 見込み数又は途中実績を記入

8 必要性及び管理運営方法の方向性

区 分	内容
施	■ 県の施設としてこのまま存続 □ 県の施設として事業規模等を縮小して存続 □ 市町村に移管・譲渡 □ 民営化・民間譲渡 □ 廃止 □ その他
設の必要性	憩の森は、フィールドとなる森林と学習施設を併せ持つ有用な施設であり、本県の環境教育及び紅林ボランティアの拠点となっている。平成27年度からは「ぐんま緑の県民基金事業」である森林ボラジティア支援センター業務と緑のインタープリター養成講座を憩の森において実施しており、その機能はますます高まっている。

	■ 県直営 □ 指定管理者制度導入 □ その他
指定管理者制度	土地の無償貸与者である渋川市が、県の直営を希望しているため、当面は県による直営で運営していく必要がある。
41×	□ 見直しの検討が必要なものがある ■ 当面見直しの必要はない
業務等の見直し	閉館日の設定など利用実態に応じた運営形態を検討する必要がある。 また、自然環境への意識向上や県民参加の森づくりを推進するための活動を展開する上で、施設 の知名度を向上させ利用者増を図る必要がある。